

下関市教育委員会 12月定例会 資料

令和2年12月25日（金） 9：30～

教育センター 3階中研修室

【目次】

○日程表 P 1

[議案]

第66号 下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 P 2
第67号 令和3年度下関市立幼稚園人事異動方針について P 4
第68号 下関市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令 P 6
第69号 令和2年度 下関市立学校教材審査会委員の委嘱について P 10
第70号 下関市立王喜公民館運営審議会委員の
解嘱及び委嘱について P 15

[臨時代理等の報告]

○令和2年度中学校教職員の人事異動について 別冊

[報告事項]

○下関市立豊田中小学校の閉校記念式典について P 16
○下関市青少年補導委員の解嘱及び委嘱について P 18
○令和2年度下関市生涯学習プラザの臨時休館について P 19
○特別展「自然の秘密をさぐる－高島北海没後90年記念」の
開催について P 20

教育委員会定例会日程表

令和2年12月25日(金) 9時30分から
下関市教育センター 3階中研修室

開会

署名委員指名

教育長報告

議事等

日程1

【議案】

- 第66号 下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令
- 第67号 令和3年度下関市立幼稚園人事異動方針について
- 第68号 下関市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令
- 第69号 令和2年度 下関市立学校教材審査会委員の委嘱について
- 第70号 下関市立王喜公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

教育政策課
学校教育課
学校教育課
教育研修課
生涯学習課

日程2

【臨時代理等報告】

- 令和2年度中学校教職員の人事異動について

学校教育課

日程3

【報告事項】

- 下関市立豊田中小学校の閉校記念式典について
- 下関市青少年補導委員の解嘱及び委嘱について
- 令和2年度下関市生涯学習プラザの臨時休館について
- 特別展「自然の秘密をさぐる—高島北海没後90年記念」の開催について

教育政策課
生涯学習課
生涯学習課
美術館

日程4

【その他】

■次回開催予定 令和3年1月27日(水)

R3. 1月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2		
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	(27)	28	29	30
31						

R3. 2月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	(25)	26	27
28						

閉会

下関市教育委員会
議案第66号

下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

令和2年12月25日

下関市教育委員会
教育長 児玉典彦

下関市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

下関市教育委員会事務決裁規程（平成17年教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「第11号」を「第12号」に、「第13号」を「第14号」に、「第15号」を「第16号」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年1月1日から施行する。

提案理由

下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則及び下関市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の改正に伴い、関連する訓令について所要の条文整備を行うため。

下関市教育委員会事務決裁規程	
別表第2 (第5条関係)	新
教育政策課長専決事項	別表第2 (第5条関係)
(1) 略	(1) 教育政策課長専決事項
(7) (8) 特別休暇（下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成17年規則第25号）第14条第1項第5号、第8号から第11号まで及び第13号から第15号までに定めるもの並びに下関市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（令和元年規則第31号）第11条第1項第4号、第5号及び第7号に定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間及び組合休暇に関すること。	(7) (8) 特別休暇（下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成17年規則第25号）第14条第1項第5号、第8号から第12号まで及び第14号から第16号までに定めるもの並びに下關市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（令和元年規則第31号）第11条第1項第4号、第5号及び第7号に定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間及び組合休暇に関すること。
(9) 略	(9) 略
	(14)

下関市教育委員会
議案第67号

令和3年度下関市立幼稚園教職員人事異動方針について

上記の議案を提出する

令和2年12月25日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

令和3年度下関市立幼稚園教職員人事異動方針について

令和3年度下関市立幼稚園教職員人事異動方針は別紙に定めるところによる。

提案理由

令和3年度人事異動のため

令和3年度下関市立幼稚園教職員人事異動方針（案）

下関市教育委員会

「夢への挑戦 生き抜く力 胸に誇りと志」～学びが好きな子ども 学びの街・下関～の実現のためには、教育改革を着実に推進するとともに、各園の組織力を強化し、家庭・地域と連携しながら、教育力の向上を図ることが必要である。

このため、各園において、教職員一人ひとりがそれぞれの資質能力の向上を図り、専門性を発揮しながら、特色ある園づくり、学ぶ力や規範意識の芽生えを育む体験活動の充実、特別支援教育推進などの諸課題に組織的かつ適切に対応できるよう、下記の点を踏まえ、厳正に人事の刷新を図り、全市的な視野に立って、適材を適所に配置する。

記

- 1 各園の教職員については、専門性、現任園の勤務年数及び各園の教職員構成等を踏まえ、適切な配置を進める。
なお、同一園5年を超える者については、原則として異動を行う。
- 2 園長は、多様な教職経験を有する者で、家庭・地域等と連携・協働して教育目標の実現に積極的に取り組み、活力ある園運営を行うとともに、教職員の資質能力の向上のために指導力を発揮することができる人材を配置する。
- 3 新規採用者については、園の状況等を踏まえ、実践的指導力を高めることができるよう、計画的な配置を行う。
- 4 幼稚園・こども園間の人事交流を推進する。
- 5 特別支援教育の充実に配慮した人材の配置を行う。

下関市教育委員会
議案第68号

下関市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

令和2年12月25日

下関市教育委員会
教育長 児玉典彦

下関市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

下関市立学校職員服務規程（平成17年教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項ただし書中「第14号」を「第15号」に改める。

様式第12号中「第13号」を「第15号」に、「職員課」を「教育委員会」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年1月1日から施行する。

提案理由

下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

下関市立学校職員服務規程

旧	新
<p>(特別休暇)</p> <p>第16条 略 2 略</p> <p>3 市費負担職員が特別休暇を受けようとするときは、休暇等カード及び特別休暇願（様式第12号）に、証明書、計画書又は診断書等を必要とするものにあっては、それらの書類を添えて学校長を経て教育委員会に願い出なければならない。ただし、特別休暇のうち下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成17年規則第25号）第14条第1項第5号及び第8号から第14号までに定めるものに係る願出は、学校長に提出するものとする。</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第16条 略 2 略</p> <p>3 市費負担職員が特別休暇を受けようとするとときは、休暇等カード及び特別休暇願（様式第12号）に、証明書、計画書又は診断書等を必要とするものにあっては、それらの書類を添えて学校長を経て教育委員会に願い出なければならない。ただし、特別休暇のうち下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成17年規則第25号）第14条第1項第5号及び第8号から第15号までに定めるものに係る願出は、学校長に提出するものとする。</p>

(印)

様式第12号(第16条関係)

特別休暇願	学校(園)長			係
	課長	課長補佐	係長	係

年月日

(あて先) 下関市教育委員会

下関市立 学校

幼稚園

職・氏名

印

職員番号()

下記のとおり特別休暇を受けたいので、承認されるようお願ひいたします。

記

1 理由

2 期間

年月日 時 分から

日間 時間

年月日 時 分まで

3 添付書類(参考資料)

注) 下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第14条第1項第5号及び同条第8号から第13号までに定める特別休暇にあっては、職員課への合議は不要。

(新)

様式第12号(第16条関係)

特別休暇願	学校(園)長			係
	課長	課長補佐	係長	係

年月日

(あて先) 下関市教育委員会

下関市立 学校

幼稚園

職・氏名

印

職員番号()

下記のとおり特別休暇を受けたいので、承認されるようお願ひいたします。

記

1 理由

2 期間

年月日 時 分から

日間 時間

年月日 時 分まで

3 添付書類(参考資料)

注) 下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第14条第1項第5号及び同条第8号から第15号までに定める特別休暇にあっては、教育委員会への合議は不要。

下関市教育委員会
議案第69号

令和2年度下関市立学校教材審査会委員の委嘱について
上記の議案を提出する。

令和2年12月25日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

令和2年度下関市立学校教材審査会委員の委嘱について
下関市立学校教材審査会規則第3条に基づき、下記のとおり令和2年度下関
市立学校教材審査会委員を委嘱する。

記

1 委員

別紙「令和2年度下関市立学校教材審査会委員名簿」のとおり

2 任期

令和3年1月1日から令和3年12月31日まで

以上

提案理由

令和元年度委員の任期満了に伴い、令和2年度委員を新たに委嘱するもの。

(参考) 令和2年度下関市立学校教材審査会委員名簿

(R2. 12. 2現在)

	教 科	所 属	職	氏 名	新規
学識経験者	中国語	下関市立大学	准教授	秋山 淳	
	ハングル	下関市立大学	准教授	白川 春子	
	素描	東亜大学	教授	川野 裕一郎	
	華道	華道 小原流下関支部	参与	藤井 繁子	
	茶道	茶道 裏千家	教授	武田 幸子	
教育関係者	小学校体育	下関市立勝山小学校 校長 (下関市小学校校長会副会長)	校長	澄川 忠男	○
	小学校体育	下関市立生野小学校 校長 (下関市小学校教育研究会体育部長)	校長	三谷 穎	○
	小学校体育	下関市立豊北小学校 教頭 (下関市小学校教育研究会体育副部長)	教頭	田中 孝一	○
	小学校体育	下関市立室津小学校 教務主任	教諭	稗田 千春	
	小学校体育	下関市立小月小学校 体育主任	教諭	林 健広	
	小学校体育	下関市立文閑小学校 体育主任	教諭	浅田 孝之	○
	小学校体育	下関市立豊洋中学校 校長 (下関市中学校教育研究会保健体育部長)	校長	数井 英二	

○ 任期 令和3年1月1日から令和3年12月31日まで

下関市立学校教材審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、下関市附属機関設置条例（平成22年条例第3号。以下「設置条例」という。）第3条の規定に基づき、下関市立学校教材審査会（以下「審査会」という。）の組織、委員その他必要な事項について定めるものとする。

(審査会が調査審議する教材)

第2条 設置条例別表に定める、審査会が調査審議する教材は、下関市立小学校及び中学校管理規則（平成17年教育委員会規則第18号）第11条及び下関市立高等学校管理規則（平成23年教育委員会規則第2号）第11条に規定する教材とする。

2 審査会は、別に定める下関市立学校教材審査基準に照らして教材の審査を行うものとする。

(委員)

第3条 委員は、教育関係者、学識経験者の中から教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により決定する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

3 特別な事由のために会議に出席できない委員は、審査票の提出をもって表決することができる。この場合において、当該委員は、会議に出席したものとみなす。

4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会議は、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができます。
(分科会)

第7条 特別の事項を研究するために必要があるときは、審査会に分科会を置くことができる。

2 分科会は、会長が指名する委員をもって構成する。
(庶務)

第8条 審査会の庶務は、教育部教育研修課において処理する。
(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、その他審査会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日教育委員会規則第7号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日教育委員会規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

下関市立学校教材審査基準

平成 17 年 2 月 13 日制定

下関市立小学校及び中学校管理規則第 11 条並びに下関市立高等学校管理規則第 11 条に基づき、学校が教科書の発行されていない教科または科目の主たる教材として、児童または生徒に使用させる教科用図書（準教科書）は、次に掲げる基本条件に沿った教材であって、しかも該当学校の児童または生徒に使用せらるることが緊要であり、かつ、保護者の経済的負担が十分考慮されたものでなければならない。

1 基本条件

(1) 我が国の教育の目的との一致

教育基本法及び学校教育法の目的と一致し、これに反するものではないか。

例えば、平和の精神、真理と正義の尊重、個人の価値の尊重、自主的精神の養成などの教育目的と一致し、これに反するものではないか。

(2) 立場が公平であること。

- ① 政治や宗教について、特定の政党や特定の宗教に偏った思想、題材を取り扱い、また、これによってその主義や信条を宣伝したり、あるいは非難したりしているようなどころがないか。
- ② 当該教科・科目の指導目標にそっているか。

2 附帯条件

(1) 内容

- ① 内容は、現行の指導要領にそっているか。
- ② 内容は、正確であり信頼できるか。
- ③ 内容は、現代の進歩に応じているか。

(2) 児童・生徒の発達への適応

- ① 児童または生徒の心身の発達に適応しているか。
- ② 児童または生徒の生活・経験・興味に適応しているか。
- ③ 児童または生徒の個人差に応ずる幅はあるか。

(3) 組織配列

- ① 配列は適切であるか。
- ② 他教科との関連はよく考えられているか。
- ③ 分量は適切であるか。
- ④ 区分は適切であるか。
- ⑤ 挿絵、写真、図表などは、適切に用意されているか。
- ⑥ 有効に使用できるように、工夫されているか。

(4) 表現

- ① 表現は、適切であるか。
- ② 学術用語や度量衡などは、適切であるか。
- ③ 漢字・仮名づかい・ローマ字つづりは、適切であるか。

(5) その他

- ① 文字の大きさ・行間・字間などは、適切であるか。
- ② 余白や欄わくなどは、適切であるか。
- ③ 印刷は、鮮明であるか。

附則

この基準は、平成 17 年 2 月 13 日から施行する。

下関市教育委員会
議案第70号

下関市立王喜公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

上記の議案を提出する。

令和2年12月25日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市立王喜公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第30条及び下関市立公民館の設置等に関する条例（平成17年条例第109号）第4条の規定に基づき、下関市立王喜公民館運営審議会委員を次のとおり解嘱及び委嘱する。

記

1 委員の解嘱及び委嘱 解嘱 菊池 直樹
 委嘱 打田 敦志

2 解嘱日及び委嘱期間

解嘱日 令和2年12月31日

委嘱期間 令和3年1月1日から令和3年5月31日まで

3 提案理由

委員の所属団体の人事異動に伴い解嘱及び後任委員の委嘱をするもの。

報 告 事 項

令和2年(2020年)12月25日

教 育 政 策 課

下関市立豊田中小学校の閉校記念式典について

下関市立豊田中小学校の統合に伴う閉校記念式典について、下記の日程で実施しますので、報告いたします。

記

1 日時

令和3年2月28日（日）午前10時00分～

2 会場

下関市立豊田中小学校（下関市豊田町大字浮石1159番地1）

屋内運動場（体育館）

以 上

豊田町管内図

豊田中小学校

西市小学校

豊田下小学校

報 告 事 項
令和2年12月25日
生 涯 学 習 課

下関市青少年補導委員の解嘱及び委嘱について（報告）

下関市青少年補導委員設置規則（平成17年教育委員会規則第73号）第2条第3項の規定に基づき、下記のとおり下関市青少年補導センター運営協議会から推薦され、市長より委嘱されましたので報告いたします。

記

1. 下関市青少年補導委員の解嘱及び委嘱

学校名・校区名	解嘱	委嘱
川中校区	なかむら まさあき 中村 正昭	うえの よしお 植野 善男

2. 解嘱日及び委嘱期間

解嘱日 令和2年11月30日

委嘱期間 令和2年12月1日から令和3年5月31日まで

3. 報告説明

青少年補導委員の任期（令和元年6月1日～令和3年5月31日）途中の残任期間の委嘱替えを行ったもの。

報 告 事 項
令和2年12月25日
生 涯 学 習 課

下関市生涯学習プラザの臨時休館について（報告）

下関市生涯学習プラザについて、下記のとおり臨時休館とすることとしたので報告いたします。

記

1. 臨時休館とする日

令和3年2月26日（金）

※下関市立中央図書館は定例の休館日（設置条例第3条第1項第4号）

2. 臨時休館とする理由

生涯学習プラザの指定管理者である公益財団法人下関市文化振興財団の申し出により、中央図書館を含む施設全体の消防用設備の点検を、消防法に基づき実施するため。

【参考】

（1）下関市生涯学習プラザの設置に関する条例（抜粋）

（休館日）

第4条 プラザの休館日は、12月29日から翌年1月3日までの日とする。ただし、下関市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要があると認めたときは、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができる。

（2）下関市立図書館の設置等に関する条例（抜粋）

（休館日）

第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、中央図書館にあっては、第3号及び第4号に掲げる日並びに1月1日を休館日とする。

（1）月曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（3）12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（4）1月から11月までの各月の最終金曜日（その日が第2号の休日の場合は、その日の前日）及び12月28日

2 前項の規定にかかわらず、下関市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要があると認めるときは、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができる。

報 告 事 項
令和 2 年 1 2 月 2 5 日
美 術 館

特別展「自然の秘密をさぐる—高島北海没後 90 年記念」の開催について

美術館の企画展示の開催について、下記のとおり報告いたします。

記

1 企画展示の名称

特別展「自然の秘密をさぐる—高島北海没後 90 年記念」

2 概 要

萩に生まれ、東京のほか下関にも拠点を置き、国内外の山岳や植物を主題として活躍した異色の日本画家・高島北海（1850～1931）。その没後 90 年を記念して、北海を中心に、自然の秘密に迫ろうとした芸術家たちの試みに焦点を当て、ジャンルや時代の垣根を越えて選んだ約 90 点の出品により紹介します。

3 会期等

令和 3 年 1 月 30 日（土）～令和 3 年 3 月 14 日（日）

休館日 月曜日

4 会 場

下関市立美術館（下関市長府黒門東町 1-1）

5 観覧料

一般 1,000 円（800 円）、大学生 800 円（640 円）

※（）内は、20 名以上の団体料金。

※ 18 歳以下の方、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に在学の生徒は無料

※ 下関市内在住の 65 歳以上の方は半額

6 その他

詳細は、別紙資料（席上配布）のとおり

以上